

住民説明会後にいただいた質問への回答

1. 安全対策

番号	質問概要	回答
1	軽石の問題で海水の取り込みに問題はないのか	<p>(原子力規制庁)</p> <p>島根2号炉は、海水を海底から取水する構造としているため、軽石のような浮いている物は取り込み難い構造となっている。取水路に取り込まれた場合であっても、取水路には除じん装置（目開き10mm）が設置されていることから、大きい異物については除じん装置で除去される。除じん装置で除去できない細かな異物については、海水ポンプに取り込まれるおそれがあるが、海水ポンプに異物を排出する機構を設けるとともに、海水ストレーナ（穴径7mm）等を設置することで、海水の取水性に影響を及ぼさない設計であることを確認している。</p> <p>なお、軽石に限らず砂のような細かい物については取り込むおそれがあることから、その影響として摩耗についても評価しており、海水ポンプの機能に影響がないことを確認している。</p>
2	福島原発事故での対策の失敗の原因はなにか、それを踏まえて重大事故対策は、どこがどう違うのか	<p>(原子力規制庁)</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の事故以前の問題点として、シビアアクシデント対策が規制の対象とされず十分な備えがなかったこと、また新たな基準を既設の原発にさかのぼって適用する法的仕組みがなく、常に最新の知見を踏まえた安全性向上をはかることができなかったことなどが指摘された。</p> <p>このため、平成24年6月に事故の教訓を踏まえた法改正が行われ、人の安全に加え、環境を守ることを目的に追加するとともに、自然現象等に係る設計基準の強化、シビアアクシデント対策の規制基準への取り入れを行うとともに、新基準を既設の原発にさかのぼって適用する制度などが規定された。</p> <p>なお、詳細については、原子力規制委員会ホームページに掲載されている「実用発電用原子炉に係る新規規制基準について」を参照。 URL:https://www.nsr.go.jp/data/000070101.pdf</p>
3	「大規模な損壊」は具体的にどのようなことを想定しているのか	<p>(原子力規制庁)</p> <p>原子力施設の安全性確保については、事業者に一義的な責任があり、原子力規制委員会は、規制基準への適合性を確認し、事業者が行う措置等が適切に実施されていることを監督する役割を果たしている。</p>
4	テロ対策など意図的な行為等空中からの対策はどのように審査されたのか	<p>故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊については、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災等の発生を考慮し、可搬型設備による対応を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であることを確認している。</p>
5	テロ対策は公の場では答えられないとのことだが、原子力規制庁が責任を持ち、安全を確保するという理解でよいのか	<p>(原子力規制庁)</p> <p>原子力施設等の設計から運転に至る過程を区分し、それぞれの段階に応じた規制手続を要求する段階的規制を採用しており、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可のそれぞれにおいて必要な事項を確認することとなる。</p> <p>今回（令和3年9月15日）、許可処分を行った設置変更については、想定する自然現象の程度や重大事故等対策の基本方針などの発電用原子炉施設の基本設計や基本的設計方針の妥当性について確認したものであり、後段規制である設計及び工事計画や保安規定の審査の前提となる事項である。今後の設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査においては設置変更許可で示した基本設計や基本的設計方針どおりであることを確認していくことと</p>
6	設工認と保安規定審査が終了しなければ許可を出すべきではないのではないか	<p>(原子力規制庁)</p> <p>原子力施設等の設計から運転に至る過程を区分し、それぞれの段階に応じた規制手続を要求する段階的規制を採用しており、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可のそれぞれにおいて必要な事項を確認することとなる。</p> <p>今回（令和3年9月15日）、許可処分を行った設置変更については、想定する自然現象の程度や重大事故等対策の基本方針などの発電用原子炉施設の基本設計や基本的設計方針の妥当性について確認したものであり、後段規制である設計及び工事計画や保安規定の審査の前提となる事項である。今後の設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査においては設置変更許可で示した基本設計や基本的設計方針どおりであることを確認していくことと</p>

番号	質問概要	回答
		なる。こうした一連のプロセスの中で新規制基準の適合性を確認していく。
7	設計と運用ルールについての検査を今後進めるとあるが、何を審査し、終了までどれくらい期間を要するのか	<p>(原子力規制庁)</p> <p>設計と運用ルールについては、施設や機器等の仕様、強度や耐震性など詳細な設計が基準に適合しているかを設計及び工事計画認可の審査で確認するとともに、事業者における施設の運用や重大事故等対策のための体制や手順等が基準に適合しているかを保安規定変更認可の審査で確認することとなる。</p> <p>これらの審査が終了した後には、これらの審査で確認した施設や機器等が設置されているか、事業者の体制や手順等が整備されているかを検査において確認することとなる。</p> <p>これらについては、申請書類が出そろっていないことから、現時点で具体的な終了時期をお示しすることは困難である。</p>
8	長期停止にある中、中国電力は運転員の技術継承をどう考えているのか、運転経験のある退職者の再雇用を考えているのか	<p>(中国電力)</p> <p>長期停止により、発電所が稼働した状態を経験したことがない運転員が増えてきていますが、運転シミュレーターを用いた運転操作訓練のほか、稼働している当社の火力発電所や他社の原子力発電所に出向いて現場の状況を体感させるなど、技術力の維持に努めています。</p> <p>また、運転経験のある退職者については、運転シミュレーターのインストラクターとして協力会社（中電環境テクノス）で雇用し、当社社員への運転訓練を通じて、技術継承をしっかりと行っています。</p>
9	7日間非常発電のための大型タンク設置とのことだが、地震で非常用大型タンクの破損時、道路通行不能時の非常発電対応はどうするのか	<p>(中国電力)</p> <p>非常用ディーゼル発電機やガスタービン発電機（新規制基準に基づき設置した非常用発電設備）用の燃料貯蔵タンクは、発電所で想定される最大の地震動（基準地震動）にも十分に耐えうる設計としています。</p>

2. 避難対策

番号	質問概要	回答
1	屋内退避を実施する者をどの程度予測しているのか	(県) 令和元年度の訓練時にアンケートを行った結果、約6割の方は屋内退避を実施するとのことでした。今後も平時からの啓発等努めていきます。
2	中国地方に限らず広範囲で地震の被害を受けた時の対応はどのようにするのか	(県) 原子力災害と自然災害の複合災害時には、必要に応じて実動組織による各種支援を実施いただくことにしていますが、広範囲で地震の被害があった場合など、万が一、地域レベルで対応が困難となった場合は、県及び市からの要請を踏まえ、政府をあげて全国の実動組織（警察、消防、海上保安庁、自衛隊）による支援を実施いただくこととしています。
3	安来市の避難退域時検査の地点はどこか	(県) 安来市の避難退域時検査場所の候補地として以下の通り定めております。 ・中海ふれあい公園 ・比田いきいき交流館周辺 ・安来市伯太庁舎周辺
4	安来市の避難の主導・状況確認はどこがするのか	(県) 安来市の避難（一時移転）については、国の原子力災害対策本部からの一時移転等の指示の伝達を受け、安来市が主体となって、住民への指示や住民広報、避難誘導、避難状況の確認等を実施することになります。
5	避難や放射線の状況はだれがどのような方法で住民に知らせるのか	(県) 避難に関する情報や、発電所や放射線の状況については、県や市から、緊急速報（エリア）メール、防災メール、ウェブサイト、SNS、ケーブルテレビ、防災行政無線、広報車等によりお伝えするほか、テレビ、ラジオ等のマスメディアを通じた情報提供も行うこととしています。
6	避難が長期化した場合どのように対応するのか	(県) 原子力災害の被災者の生活支援については、県・市が行うことはもとより、国においても、原子力被災者生活支援チームを早期に投入することとしており、被災者の意向も踏まえ、避難が長期化した場合の二次避難先となる賃貸住宅、仮設住宅等の確保に自治体と連携して取り組むなど、政府全体で責任をもって対処することを確認しています。
7	鹿島病院の避難計画は策定済みか、移動する際の移動手段は書かれているか	(県) 鹿島病院では、避難計画が策定されています。 入院患者の搬送手段は、入院患者の病態等により異なることから、県が、避難が必要となった際の入院患者の病態等を把握の上、避難先や病態に応じた移動手段を調整することとしています。
8	PAZ内の医療機関の入所者等は施設敷地緊急事態では全施設屋内退避するのか	(県) PAZにおいて、要配慮者等の施設敷地緊急事態要避難者に該当する方は、その段階で避難することとされていますが、避難の実施により健康リスクが高まる方は、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護対策を講じた施設にて屋内退避を行うこととされています。
9	観光客の避難等に外国人観光客へのガイド等の説明がないのはなぜか	(県) 外国人の広域避難については、発電所の事故の状況、避難準備や広域避難等の指示が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこととしています。
10	避難先が被災して使用ができなくなった場合は次の避難先が確保してあるのか	(県) 原子力災害時には、事故の早い段階から避難先に受入可否の状況について確認を行うこととしています。避難先の被災等により収容人数が不足する場合は、原子力発電所の状況を確認した上で、避難

番号	質問概要	回答
		指示が出ていない地区の避難先市町村や鳥取県の予備的避難地域と避難受入れについて調整することとしています。
11	避難受入側の了解は得ているのか	(県) 原子力災害時の広域避難については、岡山県・広島県とそれぞれ協定を締結しており、両県内への避難が必要があると認めたときには、両県内の市町村に対し受入を要請し、避難者の受入れをいただくこととしています。また、各市町村には避難所等（避難所、広域福祉避難所、避難経路所）の選定にも協力いただいております。また、各市町村には避難所等（避難所、広域福祉避難所、避難経路所）の選定にも協力いただいております。また、受入についてご理解をいただいているものと考えています。
12	避難先の受入計画をどこまで把握しているのか、また進めて行くのか	(県) 受入マニュアルについては、県が作成したガイドラインを参考に避難受入市町村にマニュアルの作成を進めていただいている状況です。仮に受入マニュアルができていなくても、避難所運営は自然災害時と共通する部分が多いほか、原子力災害特有の事柄等については、県が作成したガイドライン等で具体的に示していることから避難住民を受入れることは可能と考えていますが、より円滑な避難受入れのため、岡山県及び広島県と連携を取りながら引き続きマニュアル策定の促進に取り組んでいきます。
13	避難先での受入マニュアルを作成しているのか	(県) 原子力災害と自然災害との複合災害が発生した場合の対応については、状況に応じて、自然災害に対する避難行動を原子力災害に対する避難行動よりも優先させるなど、人命の安全確保を最優先とすることを原則とし、あらかじめ災害の種類ごとに定めた応急対策を組み合わせ、状況に応じ、国等と緊密に連携・調整を取って実施することとしています。
14	発電所近隣の自然災害の被害はどのように考えているのか	(県) 避難対策については、不断の見直しや対策の充実化を図り、実効性を高めていくことが重要と考えています。このため、原子力防災訓練を通じた避難対策の確認、原子力災害時の行動等についての広報活動の強化、避難受入自治体との連携強化等の取組を進めることとしています。
15	現時点での課題はなにか	(内閣府) 代替オフサイトセンターについては、内閣府令の要件に適合する施設と考えている。
16	オフサイトセンターの移転先の出雲合同庁舎・仁多集合庁舎の対応が可能かどうかを具体的に明らかにすべきではないか	(県・市) 島根県では、県庁等が所在する地区に避難指示等が出た場合にも対応できるよう業務継続計画の中で、移転の時期や移転先を定めています。具体的には、県庁等が所在する地区に避難指示等が出た場合、災害対策本部業務等については、住民の避難が完了するなどにより県庁で業務を行う必要がなくなったと認められる場合に出雲合同庁舎へ移転することとしており、その他の優先すべき通常業務については、当該地区に避難指示等が出た時点で、県立浜山体育館へ移転し業務を継続することとしています。【県】 松江市では、地域防災計画で災害対策本部の設置場所順位を定めており、被害の程度に応じて①市役所本庁、②消防本部、③公営企業その他の市関連施設庁舎、④支所の順に設置を行うこととしております。このうち、①市役所本庁及び②消防本部は庁舎の放射線防護対策を講じており、放射性物質放出後も継続して活動が可能だと考えています。しかしながら、職員の被ばく線量が広域避難計画に定めた被ばく線量限度を超過することが見込まれる場合は、設置場所順位に応じて本部を移転することとしています。【松江市】
17	島根県庁・松江市役所の移転先と対応が可能かどうかを具体的に明らかにすべきではないか	(県) 自然災害の場合と同様、災害発生時には、ペットとともに避難行動をとる同行避難が基本と考えていますが、バス避難の場合の搬送時の配慮や、避難先での居住スペースについては避難先自治体の指示に従うといった点に留意いただくことが必要となります。
18	ペットとの避難は可能か	

番号	質問概要	回答
19	安定ヨウ素剤は40才以上は受領できないのか	<p>(県)</p> <p>安定ヨウ素剤の事前配布の対象者は、国の指針において、原則として40歳未満の方及び40歳以上の妊婦、授乳婦及び妊娠を希望する女性とされています。</p> <p>安定ヨウ素剤は、放射性物質に対する万能の治療薬ではなく、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防・低減のみに効果がありますが、被ばく時の年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺がんの発症リスクが高くなる一方、成人期以降に被ばくした方については、統計学的に有意なリスクの上昇は確認されていないこと、WHOのガイドラインにおいて40歳以上の方への服用効果はほとんど期待できないとされていることを踏まえ、令和元年7月に指針が改正されました。</p> <p>なお、指針では、事前配布では40歳以上の希望者へ、また、緊急配布では年齢にかかわらず配布できるとされており、県では、40歳以上の方でも特に希望される場合には、事前配布を行っています。</p>
20	p3はじめにのなかの「災害対策基本法」は「原子力基本法(改正)」ではないか	<p>(県)</p> <p>「災害対策基本法」と意図して記載されており、誤記等ではないことを確認しています。</p>
21	緊急時対応の構成員に法務省職員が入っていないのはなぜか	<p>(内閣府)</p> <p>島根地域原子力防災協議会では、緊急時対応の作成に中心となる関係府省庁や関係機関をメンバーとしている。なお、法務大臣を含めた全閣僚が出席する原子力防災会議において、島根地域原子力防災協議会で確認した緊急時対応を了承している。</p>
22	島根地域原子力防災協議会に法務省が入っていないのはなぜか。外国人、刑務所の防護措置等は考えられていないのではないか	<p>(内閣府)</p> <p>法務省にも適宜情報共有しており、法務省の所管する機関をはじめ、関係府省庁や県、関係機関が所管する機関において、個別に計画やマニュアルを作成するなど、緊急時対応を踏まえた対応がなされるものと承知している。</p>
23	飲食物接種制限について具体的にどのように行うのか	<p>(内閣府)</p> <p>放射性物質放出後、必要があれば、対象地域での生産物の出荷及び摂取制限が行われるものと承知している。</p>
24	情報連絡対象の関係機関に医療機関が入っていないのはなぜか	<p>(県)</p> <p>医療機関については記載がありませんが、同様に情報連絡を行うこととしています。</p> <p>なお、当該スライドでは、住民への情報伝達体制・手段等を示すとともに、関係機関には別途情報連絡を行っていることを示しており、関係機関については例示をしたものと認識しています。</p>
25	UPZ内の医療機関の避難の実施による健康リスクが高まる者の人数を明記すべきではないか	<p>(内閣府)</p> <p>UPZについては、全面緊急事態となった場合には、屋内退避を行う。万が一、放射性物質放出後、空間放射線量率が基準値を超える地域があった場合、しっかりと準備した上で、当該地域において一時移転等を行う。</p>
26	医療機関は原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を未策定で、県から指示もないとのことだった。事実誤認ではないか	<p>(県)</p> <p>県では、入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所)に対し「原子力災害にかかる避難計画策定ガイドライン」を示し、医療機関ごとに避難計画を策定するよう要請するとともに、UPZ内の全ての病院及び有床診療所において、避難計画が策定されていることを確認しています。</p>
27	医療機関が短期間で患者情報をまとめて県へ提出するのは困難ではないか	<p>(県)</p> <p>UPZ内の医療機関では、遅くとも全面緊急事態までに入院患者に係る情報を県に提供することとしています。電子カルテ等から患者情報を抽出する仕組みもあり、とりまとめる時間的余裕があるものと考えています。</p>
28	県が医療機関から提出された患者情報を基に県内医療機関との調整で受け入れ先を確保することは、短期間で可能なのか	<p>(県)</p> <p>入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ医療機関等の関係機関や避難先となる山陽3県と合意した調整方法に基づき、県が迅速に確保することとしています。</p>

番号	質問概要	回答
29	避難先医療機関を通知とあるが、県は通知するだけなのか	(県) 県は、UPZ 内の医療機関から入院患者に係る情報の提供を受け、入院患者の病態に応じた UPZ 外の受入先病院を確保し、避難手段及び避難時の支援要員に係る調整等の状況を含め連絡することとしています。
30	避難元と避難先の医療機関同士が連絡を取り合い一時移転を実施するとあるが、医療機関任せではないか。重傷者の移送は実動組織の支援が必要と思われるが、どこが責任をもって対応するか明記すべきではないか。国の原子力災害対策本部との調整は、どこがするのか	(県) 県は、まずは、UPZ 内の医療機関から入院患者に係る情報の提供を受け、UPZ 外の病院等と調整の上、受入先を確保することとしています。その後、転院にあたり、避難元と避難先の医療機関が、入院患者の個別の病態や搬送に必要な措置等の情報を共有し、それぞれの患者にふさわしい対応を行うために、直接連絡を取っていただくこととしています。 併せて県において入院患者の病態に応じた搬送手段等を確保することとしていますが、万一、確保が困難な状況となった場合には、国に支援を要請し、国の原子力災害対策本部において確保に向けた調整が行われます。また、不測の事態により確保した輸送能力等で対応できない場合は、県は実働組織に支援を要請することとしています。
31	重症患者が入院する医療機関においては、患者1名に対し支援者が複数名必要ではないか、予めシミュレーションが必要ではないか	(内閣府) 原子力災害に対しては緊急時対応など事前の計画により対応することとなり、不測の事態の場合、実動組織による支援を行う。
32	UPZ 内の重症の感染症患者は、全面緊急事態でも、UPZ 内の感染症医療機関に留まるのか、またはUPZ 外に移送するのか、またその場合の移送手段、支援者等はどのようにするのか	(県) UPZ 内の病院に入院している感染症患者は、全面緊急事態に至った際、他の入院患者と同様に、その病院で屋内退避を行いながら治療を継続することとなります。
33	精神科病院の入院患者について特別の配慮をした上で避難計画を立てているか	(県) UPZ 内の精神科病院では、それぞれ避難計画が策定されています。 入院患者の避難については、医療機関の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、病態に応じた計画が策定されるよう、「原子力災害にかかる避難計画策定ガイドライン」にその旨を示しており、県では計画の実効性の向上に向け、継続して支援を行ってまいります。
34	内部被ばくの検査ができる機関はどこか	(県) 内部被ばくの検査ができる機関とは、広島大学などの高度被ばく医療支援センターや、県内では、原子力災害拠点病院のうち内部被ばくの線量調査を行うために必要な放射線測定器を有する島根県立中央病院が該当します。
35	高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療総合支援センターが行う研修・指導・助言の内容はなにか	(県) 高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院等に対し、被ばく傷病者等に対する必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣や、高度専門的な教育研修の実施等により支援を行っています。 また、原子力災害医療総合支援センターは、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等に専門的助言等の支援を行うほか、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、チームの構成員に対して教育研修等の支援を行っています。 なお、これらの組織が行う業務は、原子力規制委員会のホームページや、県が発行する「しまねの原子力」に掲載されていますのでご参照ください。 ○原子力規制委員会ホームページ https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/index.html ○しまねの原子力 2021 https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/genshiryoku/simagen.html
36	原子力災害医療協力機関、松江市内の松江市立病院、松江市赤十字病院他の 19 機関はどこか、また活動内容はなにか	(県) 原子力災害時には、被ばく傷病者等への医療の提供のみならず、被ばく傷病者等に対する検査や除染に加え、救護所等における健康

番号	質問概要	回答
		<p>管理等など、救急医療や災害医療を踏まえた対応も必要となります。県では、このような県や原子力災害拠点病院等が行う原子力災害対策に協力できる病院や医師会等の団体を原子力災害医療協力機関として登録するとともに、これらの関係機関が連携して原子力災害医療体制の整備を図っています。</p> <p>なお、原子力災害医療協力機関の一覧等は、原子力規制委員会のホームページや、県が発行する「しまねの原子力」に掲載されていますのでご参照ください。</p> <p>○原子力規制委員会ホームページ https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/index.html</p> <p>○しまねの原子力 2021 https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/genshiryoku/simagen.html</p>
37	<p>地域住民が避難するような事故が発生した場合、原子力敷地外でどれほど避難行動に中国電力として関与されるのか</p>	<p>(中国電力)</p> <p>当社が策定している事業者防災業務計画に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリングや、関係自治体が策定された住民避難計画等も踏まえた「島根地域の緊急時対応」に基づく避難退域時検査への1,300人の動員、ストレッチャー車両52台の確保、備蓄物資の供給などについて事業者として最大限対応してまいります。</p> <p>また、引き続き、要員へ教育・研修を行ったうえで、関係自治体主催の原子力防災訓練にも参加させていただくことで、練度向上、関係機関との連携強化を図ってまいります。</p>

3. エネルギー政策

番号	質問概要	回答
1	電気料金の上昇には電力全面自由化による影響もあるのではないかと	(資源エネルギー庁) 家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は、第1次制度改革(1994年度)に比べ、再エネ賦課金と燃料費を除いた要素を比較すると、電力前面自由化後(2020年度)は約37%低下しました。 ただし、東日本大震災以降、燃料費の増大と再エネ賦課金導入等によって、家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は2010年度に比べて約+15%上昇しています。
2	使用済MOX燃料の再処理はまだ研究開発されておらず、再処理できるのか、プルサーマルの実施で島根原子力発電所に使用済MOX燃料が置き続けられることになるのではないかと	(資源エネルギー庁) 使用済燃料については、使用済MOX燃料も含めて再処理することが我が国の基本的な方針です。 使用済MOX燃料については、これまでの研究開発により技術的課題や解決策についての検討が進んでおり、国内外の既存施設で試験的に再処理した実績もあることから、再処理できるものと考えています。 その上で、使用済MOX燃料の処理・処分の方策については、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き、2030年代後半の技術確立を目処に研究開発に取り組みつつ、検討を進めてまいります。
3	高レベル放射性廃棄物の最終処分が全国全て断られた場合どうするのか	(資源エネルギー庁) 高レベル放射性廃棄物の最終処分は、使用済燃料が既に存在している以上、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。 この課題解決に向けて、これまで、国が前面に立って、全国での対話活動に取り組んできた結果、昨年11月から、北海道寿都町(すつつちょう)と神恵内村(かもえないむら)において、文献調査を実施中です。 北海道以外の地域も含め、全国のできるだけ多くの地域で文献調査を実施していただけるよう、引き続き、国が前面に立って、対話活動に取り組んでまいります。 また、気候変動対策を進める中であっても、安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要課題です。そのため、安全確保を大前提とした上で、原子力を利用していくことは必要不可欠であると考えています。 こうした中、原子力発電所の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた原子力発電所のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、進めるのが政府の一貫した方針です。
4	発電コストは廃棄物の処理費用、原発事故の後処理、廃炉経費が含まれているのか	(資源エネルギー庁) 原子力発電の発電コストの試算においては、資本費、運転維持費に加え、廃炉、賠償や除染・中間貯蔵等に事故リスク対応費用、追加的安全対策費用、核燃料対策費用、立地対策や研究開発等の政策経費をすべて織り込んでいます。
5	コストに使用済燃料処分費や廃炉の費用は加味されているか	

4. その他

番号	質問概要	回答
1	廃炉までどのくらいなのか	<p>(中国電力)</p> <p>島根1号機の廃止措置は、4段階に区分し、約30年かけて実施します。</p> <p>なお、島根2号機の廃止措置を行う際には、1号機での実績や新たな知見を踏まえて廃止措置計画を定め、適切に対応してまいります。</p>
2	設置変更許可時点で、2号機稼働までの見通しはどのくらいか	<p>(中国電力)</p> <p>現時点では具体的な目標や見通しをお示しできる段階にはありません。</p> <p>再稼働にあたっては、安全性の確保はもとより地域の皆さまのご理解が重要であり、安全対策工事を着実に進め、審査に適切に対応することはもとより、当社の取り組みを分かりやすく丁寧に説明し、より多くの方々に理解を深めていただけるよう努めてまいります。</p>
3	避難となった場合の生活保障はどこまで対応するのか	<p>(中国電力)</p> <p>万が一事故が起き原子力損害が発生した場合、事業者は損害の全額を賠償することが「原子力損害の賠償に関する法律」により定められており、賠償措置額を超える損害についても、各原子力事業者の相互扶助によって支払いなどに対応できる仕組みとなっています。</p> <p>なお、賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認めるときには、政府は、原子力事業者に対して、損害を賠償するための援助を行うことも可能とされています。</p>
4	福島第一の全村避難となった飯舘村は40km、40km圏内人口が24万人島根原発は65万人です。東電は10年間に10兆円超の補償をしている。65万人だと30兆円程度になると思います、有事の場合中電にはその能力があるのか	